

資料1-5 政策体系等（文化芸術分野）

政策目標	施策目標	NO.	達成目標	測定指標	達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	1-1	舞台芸術やメディア芸術などの分野において、文化芸術団体等の創造的な活動や文化芸術の担い手の確保・養成等を支援することで、文化芸術活動の活性化と、文化芸術水準の一層の向上を図る。	①国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合 ②日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合 ③アニメーション市場規模の拡大 ④マンガ販売金額の増加 ⑤舞台芸術市場規模の拡大 ⑥（参考）日本映画の興行収入の増加、国内公開本数、入場人員等	日本映画の創造・振興プラン（レビュー番号 0412） メディア芸術の創造・発信プラン（レビュー番号 0413） 舞台芸術等総合支援事業（レビュー番号 0447）	<p>・「日本映画の創造・振興プラン」では、映画の製作活動を支援するとともに、若手映画作家等が技術・知識を修得できる機会の提供や、学生等が製作現場で実践的なインターンシップができる機会の提供を行い、優秀な映画作家やスタッフを育成している。これらにより、より多くの優れた日本映画が製作され、多様な作品が公開・鑑賞されることで、我が国の映画文化の一層の振興・発展が図られる。（測定指標：①⑥）</p> <p>・「日本映画の創造・振興プラン」では、海外映画祭等への出品・出展支援や字幕制作支援等を行うことで、海外における日本映画のプレゼンスが向上し、日本映画が海外において広く上映・認知されることで、日本ブランドの確立に寄与するとともに、我が国の映画文化の一層の振興・発展が図られる。（測定指標：①②）</p> <p>・「メディア芸術の創造・発信プラン」では、メディア芸術の若手クリエイターに対する創作支援や、アニメーション制作会社に対しJOITや教育養成プログラムの提供を行うことで、優れた人材が育成される。これにより、質の高い作品がより多く制作され、作品が国内外で幅広く観しられることにより、業界も活性化する。（測定指標：①③）</p> <p>・「メディア芸術の創造・発信プラン」では、各所蔵館におけるメディア芸術作品、資料の収集・保存・活用の取組を支援するとともに、ノウハウ共有等のためのネットワークを構築することで、メディア芸術のアーカイブの蓄積と利活用が促進される。これにより、メディア芸術分野におけるコンテンツの創作・流通・利用のサイクルが活性化され、コンテンツの一つである国内でのマンガの鑑賞機会も拡大し、業界が活性化する。（測定指標：①④）</p> <p>・「舞台芸術等総合支援事業」では、文化芸術団体等による創造活動への支援を行うとともに、若手芸術家・スタッフ等を対象とした、公演・ワークショップ・研修会等の実施を支援し、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家を育成している。これらにより、文化芸術団体の質が向上して、チケットや外部資金等の収入が増加し、文化芸術団体の経営基盤が安定化することで、業界全体の活性化に資する。（測定指標：①⑤）</p> <p>・「舞台芸術等総合支援事業」では、文化芸術団体の海外国際フェスティバルへの参加や、国内の国際的舞台芸術イベントの開催等の支援を行い、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信することで、海外の鑑賞者を増やし、国際的プレゼンスを向上させることにより、業界全体の活性化に資する。（測定指標：②④）</p> <p>・「舞台芸術等総合支援事業」では、全国規模の文化芸術統括団体による公演等を実施することで、文化芸術団体や劇場・音楽堂等の全国ネットワークが構築され、日本各地で質の高い舞台芸術の鑑賞機会が拡大する。これにより、文化的環境の地域間格差が解消し、あらゆる人が文化芸術に触れる機会を得て、国民の心が豊かになる。（測定指標：①②）</p>
		1-2	文化芸術関係者が持続可能な形で活動を継続できるよう、団体・芸術家等の活動基盤を強化することにより、芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安心・安全に活動を継続できる環境の実現を目指す。 また、文化芸術団体の自律的な運営や資金調達方法の多様化を可能にすることにより、我が国の文化芸術の持続可能な発展を図る。□	①支援事業／団体の運営改善の実現（R5比較の自己収入の増加率） ②ミュージアムトップマネジメント研修、文化をつなぐミュージアム研修、ミュージアムPR研修の満足度上昇 ③専門人材の確保について「確保されている」と回答した劇場の割合増加 ④国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ⑤芸術家等を対象としたアンケート調査で、「事業環境改善を実感する」の割合 ⑥支援対象事業／団体の補助金依存率の低下あるいは運営費の多様化率（R5比較）	芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出（レビュー番号：0442） 博物館機能強化の推進（レビュー番号：0443） 舞台芸術等総合支援事業（レビュー番号 0447） 文化芸術エコシステムの形成促進（レビュー番号：0448） 寄附税制の活用促進等	<p>・芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出では、適正な契約関係構築の促進など活動基盤強化のための取組を推進することで芸術家等が文化芸術活動において個別の課題を解決したり適正な契約関係構築のための知識を習得したりすることにつながり、さらに芸術家等における事業環境改善の実感につながることにより、芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安心・安全に活動を継続できる環境の実現に資する。（測定指標：①）</p> <p>・「博物館機能強化の推進」における博物館に関する研修において、学芸員や館長・管理職等の多様な関係者に対して幅広い研修を行い、受講者等が研修内容やこれまでの取組について自館または他館にノウハウの共有等を実施することで博物館の機能が強化される。これにより施設に求められる多様化・高度化した役割に対応することができ、地域課題の解決や地域活力の向上に寄与することで、地域の文化拠点としてのプレゼンス向上に繋がり、我が国の文化芸術の持続可能な発展に資する。（測定指標：②）</p> <p>・「舞台芸術等総合支援事業」における劇場・音楽堂等の基盤整備事業において、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門人材の育成、普及啓発事業等を支援する事で、劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上に繋がり、芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安心・安全に活動を継続できる環境の実現に資する。（測定指標：③）</p> <p>・文化芸術エコシステムの形成促進では、事業運営コンサルティングや実証事業を実施することで支援事業の自律的運営の推進につながり、さらに支援事業のスキーム化の達成につながることで、我が国の文化芸術の持続可能な発展に資する。（測定指標：①④⑤⑥）</p> <p>・寄附税制の活用促進等は、寄附に関する税制優遇措置等の周知等を実施することにより、寄附活動の増加につながり、国民の文化活動の充実や文化芸術の自律的・持続的な発展に貢献する。（測定指標：④）</p>
	文化資源の保存と活用の一層の促進	2-1	文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、修理技術者等の養成・確保、適正周期で修理するための事業規模の確保に一体的に取り組む「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進等により、文化財の保存と活用の好循環を構築する。	①地方公共団体の専門的職員の養成を目的とする研修における受講者満足度（満足度80%以上） ②「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」未記録件数の減少 ③文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の生産支援分野の拡大 ④平城宮跡への来場者数（人数の増加） ⑤選定保存技術保持者・保存団体等が実施する研修の参加人数の拡大 ⑥適切な保存活用を図るために保存修復が必要な国指定等文化財のうち、保存修復が実施される割合（修復実施件数÷修復必要件数）の増加 ⑦史跡指定面積に対する公有化面積の割合（割合の増加） ⑧特別史跡平城宮跡及び飛鳥、藤原宮跡地の全史跡指定地の国有化予定面積に対する国有化達成度（100%） ⑨Living History促進事業実施後のフォローアップにおいて、対象文化財群への訪日外国人旅行者の入込数の目標値を達成している補助事業者の割合の増加	有形文化財（レビュー番号 0426） ●無形文化財（レビュー番号 0427） ●文化財保護対策の検討等（レビュー番号 0428） ●文化財保護及び保存活用等（レビュー番号 0434） ●国宝・重要文化財等の保存整備等（レビュー番号 0435） 史跡等の買上げ（レビュー番号 0437） 平城及び飛鳥、藤原宮跡等の買上（レビュー番号 0439） 平城宮跡地等整備費（レビュー番号 0440） Living History（生きた歴史体感プログラム）事業（国際観光旅客祝財源）（レビュー番号 国交省293） ※ ●：「文化財の匠プロジェクト」に関連する達成手段	<p>・「有形文化財」では、学術的評価の定まっていない文化財の調査等を実施することで、有形文化財の指定・登録等を促進し、散逸や亡失の恐れの高い貴重な文化財の保護を推進する。これらにより、有形文化財の保存と活用に資する。（測定指標：①）</p> <p>・「無形文化財」のうち、変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成推進事業では、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択した無形の民俗文化財のうち、特に変容・衰滅の恐れが高いものについて、記録作成を行うことで、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財における記録作成率が向上し、未記録件数の減少につながることで、無形文化財の保存に資する。（測定指標：②）</p> <p>・文化財保護対策の検討等では、用具・原材料の生産者が行う管理業務や後継者育成、普及・啓発等を支援することで、広く文化財保護に必要不可欠な用具・原材料に対する興味関心を呼び起こしながら、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保に資する。（測定指標：③）</p> <p>・「文化財管理及び保存活用等」では、国有文化財（美術工芸品）の修理や平城宮跡の維持管理等を実施することで、文化財を適切に保存・継承するとともに、文化財の公開活用の機会を増加させる。これらにより、国有文化財の保存と活用に資する。（測定指標：④）</p> <p>・「国宝・重要文化財等の保存整備等」では、選定保存技術保持者・保存団体等が実施する研修等を支援することで、後継者の確保等技術継承の基盤が整備され、文化財の保存・継承のための修理技術者等の養成・確保に資する。（測定指標：⑤）</p> <p>・「国宝・重要文化財等の保存整備等」では、国指定等の有形文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）の保存修理、防災施設の設置等に対して、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対しての国庫補助を実施することで、文化財の適切な保存活用に必要な修復等が実施され、文化財の保存と活用の好循環の構築に資する。（測定指標：⑥）</p> <p>・「史跡等の買上げ」では、開発等により滅失の危機に瀕している史跡等の公有化を助成することで、文化財の適切な保存を図り、その後の整備・活用へとつなげる。これらにより、地域の貴重な文化資源としての史跡等の保存に資する。（測定指標：⑦）</p> <p>・「平城及び飛鳥、藤原宮跡等の買上」「平城宮跡地等整備費」では、平城宮跡、藤原宮跡の土地の国有化並びに遺構の復元整備等を実施することで、遺跡の確実な保存を図るとともに、公開活用を促進する。これらにより、歴史的・学術的に重要な遺跡の保存と活用に資する。（測定指標：⑧）</p> <p>・Living History（生きた歴史体感プログラム）事業（国際観光旅客祝財源）では、国指定・選定文化財を核として、文化財建造物や史跡等の付加価値を高め、収益の増加等の好循環を創出するための取組への支援や、魅力向上につながる一体的な整備の他、公開活用のためのコンテンツの作成等を実施することで、訪日外国人旅行者数の増加や訪日外国人旅行者の満足度向上につながり、さらに訪日外国人旅行者の滞在期間の長期化やビーター増、地域活性化につながることで、文化財の保存と活用の好循環の構築に資する。（測定指標：⑨）</p>
		2-2	我が国の文化遺産について、ユネスコ世界遺産一覧表及び人類の無形文化遺産の代表一覧表への掲載を推進するとともに、持続可能な保存・活用を実現する。我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進することで、我が国の国際的地位が向上するとともに、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。	①世界文化遺産登録件数の増加 ②文化遺産国際協力に係る事業で実施した研修の受講者に対して行ったアンケート調査で研修が役立つと回答した割合の増加	世界遺産普及活用・推薦のための事業推進（レビュー番号 0430） 文化財の国際協力の推進（レビュー番号 0438）	<p>・「世界遺産普及活用・推薦のための事業推進」では、世界遺産委員会や国際専門家会合へ積極的に出席し情報収集、審査傾向の分析等を行うことで、世界遺産登録の推進及び登録後の保存管理に関する最新の動向や他国の類似資産の好事例等の習得につながる。そのことが、我が国の推薦案件の確実な世界遺産登録に繋がるとともに、既登録遺産の持続可能な保存・活用の実現に資する。（測定指標：①）</p> <p>・「文化財の国際協力の推進」では、我が国がこれまで蓄積してきた文化遺産保存修復に係る高度な知識・技術・経験を活用し、海外の文化遺産保護の拠点となる機関との連携による保存修復事業を実施することで、相手国の専門家の育成や我が国の知見を生かした文化遺産国際協力の推進に繋がるとともに、我が国の国際的地位の向上や人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。（測定指標：②）</p>
		2-3	次世代に継承すべき重要な国民の財産としての文化財について、防火・防災対策を充実させることにより、火災や震災等による滅失・毀損の防止と人的安全性の確保を図る。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等を次世代に確実に継承する。	①文化財建造物の防火・防災対策実施件数（国土強靱化5か年加速の中長期目標と整合した指標を想定）の増加 ②適切な保存活用を図るために保存修復が必要な重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等のうち、保存修復が実施される割合（修復実施件数÷修復必要件数）の増加	国宝・重要文化財等の保存整備等（レビュー番号 0435）	<p>・「国宝・重要文化財等の保存整備等」では、国指定等の有形文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）の保存修理、防災施設の設置等に対して国庫補助を実施することで、文化財の防火・防災対策を充実することができ、火災や震災等による滅失・毀損の防止と人的安全性の確保が図られ、貴重な国民的財産である文化財の次世代への継承に資する。（測定指標：①）</p> <p>・「国宝・重要文化財等の保存整備等」では、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観地区の修理・修景、史跡名勝天然記念物の公開・活用整備等に係る整備に対して国庫補助を実施することで、これらの保存・活用が推進され、貴重な国民的財産である文化財の次世代への継承に資する。（測定指標：②）</p>

文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成	3-1	将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図る。	①過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合の増加 ②子供の文化芸術活動参加率の向上（目標50%） ③休日の文化部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村数の割合の増加 ④過去1年間に鑑賞以外の文化芸術活動（うち、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加、音楽、バレエ、ダンス、美術などの習い事を受講、茶道、華道、書道などの習い事を受講の合算）をしたことがあると回答した人の割合の増加	劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業（レビュー番号：0408） 新進芸術家等の人材育成（レビュー番号 0414） 伝統文化親子教室事業（レビュー番号：0424） 舞台芸術等総合支援事業（レビュー番号 0447） 文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議	・劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業において、子供たちが本格的な実演芸術を鑑賞・体験する機会を提供する事で、実演芸術に親しみ環境づくりを推進する。そのことが、将来の文化芸術の担い手や観客となる子供の文化芸術鑑賞経験の向上につながり、子供の豊かな創造性や感性の育成に資する。（測定指標：①②） ・「新進芸術家等の人材育成」及び「舞台芸術等総合支援事業」では、学校に文化芸術団体や芸術家を派遣して公演やワークショップを行うことで、子供たちが質の高い文化芸術の鑑賞・体験する機会を提供している。そのことで、子供たちの文化芸術への親しみが醸成され、豊かな人間性の涵養や、将来の芸術家や観客層の育成に資する。（測定指標：①） ・「新進芸術家等の人材育成」では、部活動の地域移行等に向けた実証事業を実施することで、地域の実情に応じた取り組み事例を創出するとともに、その普及に努める。それにより、地域の実情に応じた地域連携・地域移行等に取り組む自治体が増え、子供たちが文化芸術に継続して親しむことのできる機会を確保する。（測定指標：③） ・伝統文化親子教室事業では、伝統文化等に関する活動を行う団体等が子供たちに伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる体験機会を提供する取組に対して活動支援を行うことで、教室に参加した子供の伝統文化に対する意識が肯定的に変化することとなり、さらに親子教室に参加した子供が継続的に伝統文化等に携わることで、子供たちの豊かな人間性の涵養や文化的な伝統を尊重する心の育成に資する。（念頭に置いている測定指標：④） ・「文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議」では、文化芸術教育の実態把握と、充実・改善に向けた施策の方向性を検討し、学校における文化芸術教育の充実を図ることで、子供たちが文化芸術に親しみ、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むことに資する。（測定指標：①）
多様性を尊重した文化芸術の振興	4-1	共生社会の実現に向け、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが生涯を通じて、あらゆる地域で文化芸術に親しみ、その豊かさを享受できる環境づくりを目指す。	①障害者を対象とした取組を実施した文化施設の割合の増加 ②障害者による文化芸術活動の推進に関する計画等を策定した地方公共団体の割合の増加	我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信（障害者等による文化芸術活動推進事業）（レビュー番号0403）	・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「文化芸術基本法」や、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」、「文化芸術推進基本計画（第2期）」に基づく施策を国として着実に推進するため、「障害者等による文化芸術活動推進事業」を実施し、文化芸術団体等が実施する障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的・試行的な取組を支援する。更には、支援人材の育成等に取り組むことで、先導的・試行的な取組の成果を基にした横断的な課題解決を図るなど、文化施設、文化芸術団体、地方自治体等における取組を促進する。これにより、共生社会の実現に向け、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが障害を通じて、あらゆる地域で文化芸術に親しみ、その豊かさを享受できる環境を形成する。（念頭に置いている測定指標：①②）
文化芸術の振興	4-2	文化の基盤として国語の果たす役割や重要性を踏まえ、社会生活における言語コミュニケーションが円滑に行われるよう、国語を改善しそれを普及していくとともに、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく状態を目指す。日本語教育の水準の維持向上を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備を目指す。	①「言葉の使い方に気を使っているか」という質問に対し、「気を使っている」と回答した者の割合 ②「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についての程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある」と回答した者の割合 ③在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合 ④日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数 ⑤総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーター等を設置したことにより、市町村等が日本語について相談しやすい体制ができたことと回答した割合	○国語施策の充実（レビュー番号：0422） ・国語施策に関する理解を促す協議会等の開催 ・国語の表記に関する実態調査 ・国語に関する意識調査 ・消滅の危機にある言語・方言等に関する調査研究及び研究成果の還元 ○外国人に対する日本語教育の推進（レビュー番号：0423） ・日本語教育人材の養成・研修プログラム等の活用・普及 ・養成・研修を担う高度専門人材の育成に係る拠点の整備 ・「日本語教育の参照枠」の活用促進 ・都道府県等における、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 ・日本語教室空白地域における日本語教室の開設・安定化に向けた取組の推進 ・ICTを活用した日本語学習教材の利用促進 ・地域日本語教育における先進的な取組の創出の促進 ○日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員資格制度の運用	・「国語施策の充実」では、国語の改善という観点から文化審議会国語分科会において検討された表記等に関するよりどころについて、教育関係者等を対象とした協議会やウェブサイトをはじめとする各種の方法で周知・普及することにより、社会生活における言語コミュニケーションがより円滑に行われるようにする。また、国語に関する実態並びに人々の意識及び理解の現状を調査し、その結果を国語の改善に生かすとともに、広く一般に知らせることで国民の興味・関心を喚起する。これらによって、社会全体として国語力の重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく状態を実現する。（測定指標：①②） ・「外国人に対する日本語教育の推進」では、地方公共団体が有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を推進する。また、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」で示す日本語教育人材の教育内容に基づく養成・研修を実施することにより、日本語教育人材の資質・能力の向上を図る。これらの取組により、外国人が日本ででの生活に必要な日本語を習得する体制の整備を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環を実現する。（測定指標：③④⑤）
文化芸術のグローバル展開の加速	5-1	世界の目録や潮流を踏まえた文化芸術のグローバル展開や海外での発信を戦略的に推進するとともに、これまでに実施した海外での文化事業や「日本博」等で培われた知見・ネットワークを活かし、世界の多様な文化の理解・受容にも留意しつつ文化面での国際交流の充実を図る。	①政府間の取決め等に基づいて文化政策上の意義のある事業が実施されている ②東アジア文化都市及び過去の選定都市において中韓の選定都市との交流事業が実施されている ③国際的なアート市場に占める我が国市場規模の国・地域別順位の上昇 ④国際的なアートフェアにおける日本のギャラリーの出展割合の増加 ⑤ARTFACTアーティストトップ100にランクインした日本出身アーティスト数の増加	東アジア文化交流推進プロジェクト事業（レビュー番号：0415） 国際文化交流・協力推進事業（レビュー番号：0419） 文化芸術のグローバル展開の推進（レビュー番号：0449）	・東アジア文化交流推進プロジェクト事業・国際文化交流・協力推進事業では、様々な国と国際文化交流・協力事業を実施することで、我が国の文化芸術関係者のグローバル化につながり、さらに多様な国との文化交流日本が文化芸術の発信拠点として国際的な地位を築くことにつながることで、世界の多様な文化の理解・受容にも留意しつつ文化面での国際交流の充実を図る我が国経済の活性化、国際交流の充実を図る。（測定指標：①②） ・文化芸術のグローバル展開の推進では、我が国アートのグローバル展開に資する事業や活字作品の海外展開への支援をすることで、我が国アートの国際的な露出・評価の増加及び文化芸術の国際発信強化につながり、さらに日本が文化芸術の発信拠点として国際的な地位を築くことにつながることで、我が国経済の活性化、国際交流の充実を図る。（測定指標：③④⑤）
	5-2	我が国が国際的に文化芸術面で影響力・訴求力のある、世界に開かれた文化芸術の拠点となることを目指すとともに、我が国の有する文化芸術の国際発信の強化、インバウンド誘致に向けた取組を促進することにより、文化芸術の好循環を創出する。	①新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出 ②国際的なアート市場に占める我が国市場規模の国・地域別順位 ③日本博への訪日外国人参加者数の増加	文化芸術のグローバル展開の推進（レビュー番号：0449） 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充 <日本博を契機とした観光コンテンツの拡充（国際観光旅客税財源）>（レビュー番号 国交省292）	・文化芸術のグローバル展開の推進のうち、新進芸術家海外研修制度では、新進芸術家海外研修制度で採用された研修員に、実践的な海外研修のための旅費を支援することで、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した人材の海外研修実施件数増につながり、さらに国内外で活躍する我が国の著名な芸術家増につながることで、我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材育成に資する。（測定指標：①） ・文化芸術のグローバル展開の推進では、我が国アートのグローバル展開に資する事業や活字作品の海外展開への支援をすることで、我が国アートの国際的な露出・評価の増加及び文化芸術の国際発信強化につながり、さらに日本が文化芸術の発信拠点として国際的な地位を築くことにつながることで、我が国経済の活性化に資する。（測定指標：②） ・日本博を契機とした観光コンテンツの拡充では、文化資源を磨き上げ、その魅力や強みを見える化するることによって、参加した訪日外国人旅行者の満足度の向上につながる。それにより訪日外国人旅行者にとって訪れるべき魅力あふれる目的地として認知され、参加した訪日外国人旅行者数の増加につながることで、観光需要の回復に資する。（測定指標：③）

<p>文化芸術を通じた地方創生の推進</p>	<p>6-1</p>	<p>我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核たるナショナルセンターである国立文化施設の機能強化及び整備を着実に推進する。 令和4年の博物館法改正を踏まえ、文化芸術の価値を生かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野とも適切に連携し、地域に新たな価値を提供すべく、博物館の機能強化を図る。</p>	<p>①来館者アンケートの満足度上昇 ②所蔵作品・資料数の増加 ③博物館等の入場者数・利用者数の増加 ④ミュージアムトップマネジメント研修、文化をつなぐミュージアム研修、ミュージアムPR研修の満足度上昇 ⑤博物館における事業実施状況増加 ⑥(参考) 国立美術館・博物館の自己収入 ⑦(参考) 国立美術館・博物館の寄付金受入額</p>	<p>アイヌ関連施策の推進 (レビュー番号: 0431) 博物館機能強化の推進 (レビュー番号: 0443) 近現代建築資料等の収集・保存 (レビュー番号: 0453) 独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費 (レビュー番号: 0462) 独立行政法人国立科学博物館施設整備に必要な経費 (レビュー番号: 0463) 独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費 (レビュー番号: 0464) 独立行政法人国立美術館施設整備に必要な経費 (レビュー番号: 0465) 独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費 (レビュー番号: 0466) 独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費 (レビュー番号: 0467) 独立行政法人日本芸術文化振興会運営費交付金に必要な経費 (レビュー番号: 0468) 独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備に必要な経費 (レビュー番号: 0469)</p>	<p>・国立美術館・博物館等については、中期計画・年度計画に基づいて文化財や資料の調査・収集・保存・展示、または伝統芸能・現代舞台芸術の公演・研修・調査研究等の業務をおこなうことで、毎年度中期計画において定めた業務運営の目標を達成し、ナショナルコレクションの構築や多様な鑑賞機会の提供等を通じて、我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核たるナショナルセンターである国立文化施設の機能強化等を推進する。(測定指標: ①②⑥⑦) ・アイヌ関連施策の推進において、アイヌ語やアイヌ文化の保存・継承・交流を行うアイヌ文化振興等事業により、アイヌ文化フェスティバル等のイベントへの参加や興味関心の喚起につなげ、国立アイヌ民族博物館の運営を通して、関心をもって訪れた方々に対してアイヌの歴史や地域のアイヌ文化の理解を促進し、道内各地域のアイヌ文化の復興・創造等に資する。(測定指標: ③) ・博物館機能強化推進事業において、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や館業務のDXや、多様な主体と連携して社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を支援することで、ネットワーク形成による博物館機能の強化が進められる。そのことで博物館に求められる多様化・高度化した役割に対応することができ、地域課題の解決や地域活力の向上に寄与することで、地域の文化拠点としてのプレゼンス向上に繋がり地方創生を推進するとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在としての機能強化に資する。(測定指標: ③④⑤) ・近現代建築資料等の収集・保存においては、国立近現代建築資料館を中核として、我が国の優れた近現代の建築資料の所在や現況を調査し、これらを集集し保管する。また、関連する資料や優れた近現代建築を保有する地方の機関等との連携を進め、建築資料のアーカイブズを構築することによって、我が国の優れた近現代建築資料の学術的・歴史的・芸術的価値の次世代への継承と国民の理解増進に資する。(測定指標: ③)</p>
<p>文化芸術を通じた地方創生の推進</p>	<p>6-2</p>	<p>文化芸術によるまちづくり、地域の文化資源の効果的な活用、伝統行事等の継承、地域の文化振興体制の構築・強化等を推進し、日本各地の多様な文化の振興、これらを通じた地域課題の解決や地域の活性化を図る。口</p>	<p>①地域の文化的環境の満足度(文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等)の向上 ②劇場・音楽堂等の施設稼働率の向上 ③文化芸術創造拠点形成事業に採択された文化芸術事業のうち、総参加者数が前回より増加した事業の割合を80%以上とする ④劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業の採択事業一館当たりの平均入場率を80%以上とする ⑤子供の文化芸術活動参加率の向上(目標50%) ⑥文化庁長官認定を受けた文化財保存活用地域計画の累計類型件数の増加 ⑦国内の創造都市に関するネットワーク組織である「創造都市ネットワーク日本(CCNJ)」参加自治体数の増加</p>	<p>地域文化振興拠点の強化 (レビュー番号: 0407) 劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業 (レビュー番号: 0408) 地域文化財総合活用推進事業 (レビュー番号 0436) 文化芸術創造都市の推進 (レビュー番号 0451)</p>	<p>・地域文化振興拠点の強化では、地方公共団体による文化芸術創造拠点形成への支援や地域の中核となる劇場・音楽堂等への支援等を一体的に実施しており、地域での文化芸術事業や公演が増えることで、地域における文化芸術事業への参加者数や地域の劇場・音楽堂等の入場率が増加し、それが自主企画事業や主催公演の増加につながる。それによって、地域の特色ある文化芸術が振興され、居住する地域に関わらず質の高い芸術を鑑賞する機会が提供される。(測定指標: ①②③④) ・「地域文化振興拠点の強化」のうち劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業及び劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業において、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門人材の育成、普及啓発活動を支援し、また全国の子供たちが本格的な実演芸術を鑑賞・体験する機会を提供することで、地域の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上、有効なネットワーク形成を図る。このことにより、地域の劇場・音楽堂等の自律的・持続的活動、地域に向けた文化の創造の水準や発信力の強化が行われ、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる機会を創出することに資する。(測定指標: ②④⑤) ・「地域文化財総合活用推進事業」では、地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画等作成支援を実施することで市町村における文化財保存活用地域計画の作成につながるが、さらに認定地域計画を有する市町村が、未指定文化財を含む地域の特徴を示す文化財の把握を進め、地域社会全体で文化財を継承する計画・体制を構築することにつながることで、地域の文化振興体制の構築・強化の推進に資する。(測定指標: ⑥) ・文化芸術創造都市の推進では、自治体のネットワーク強化及び取組推進のためのノウハウを提供することで、セミナー等への自治体・団体の参加数増加につながる。さらに参加数が増えることで自治体が行う文化芸術施策の優良事例が増加し、それらの共有が進めばネットワークを活かし、一自治体で解決できない社会課題に向き合う自治体の連携増加に資する。(測定指標: ⑦)</p>
<p>文化芸術を通じた地方創生の推進</p>	<p>6-3</p>	<p>新たな旅のスタイルの推進や高付加価値旅行者層を念頭に置いた政府全体としての観光需要の掘り起こし方策とも連携しながら、国際観光旅客客も活用し、新型コロナウイルスの影響により大きく打撃を受けた観光需要の回復を実現する。</p>	<p>①文化庁長官認定を受けた文化財保存活用地域計画の累計件数の増加 ②文化観光推進法上で認定された拠点計画・地域計画において、各計画にて設定されている来訪者の満足度に関する目標を達成した計画数 ③日本博への訪日外国人参加者数の増加 ④文化芸術事業への訪日外国人参加者数が前回より増加した事業の割合を90%以上とする ⑤専門人材が関与して実施する自主企画やツアーのべ日数の対前年比を120%以上とする ⑥自己収入率が前回より増加した事業の割合を80%以上とする ⑦Living History促進事業実施後のフォローアップにおいて、対象文化財群への訪日外国人旅行者の入込数の目標値を達成している補助事業者の割合の増加 Living History促進事業実施後も対象文化財群への訪日外国人旅行者の入込数の目標値を達成している地方公共団体・事業者等の割合 ⑧文化財多言語解説整備事業について、事業者が立てた利用者の理解度の目標値を達成している補助事業者の割合の増加の達成度</p>	<p>地域文化財総合活用推進事業 (レビュー番号 0436) 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン (レビュー番号 0458) 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充&lt;日本博を契機とした観光コンテンツの拡充(国際観光旅客税財源)&gt; (レビュー番号 国交省291) 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充&lt;文化資源活用推進事業&gt;(国際観光旅客税財源) (レビュー番号 国交省292) Living History(生きた歴史体験プログラム)事業(国際観光旅客税財源) (レビュー番号 国交省293) 文化財・文化施設等のインバウンド対応事業(国際観光旅客税財源) (レビュー番号 国交省294)</p>	<p>・「地域文化財総合活用推進事業」では、地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画等作成支援を実施することで市町村における文化財保存活用地域計画の作成につながるが、さらに認定地域計画を有する市町村が、未指定文化財を含む地域の特徴を示す文化財の把握を進め、地域社会全体で文化財を継承する計画・体制を構築することにつながることで、地域の活性化の好循環の創出に資する。(測定指標: ①) ・文化拠点機能強化・文化観光推進プランでは、文化観光推進法の計画認定事業者等から申請のあった事業に対して、補助等により支援を行うことで、来訪者の満足度の向上、さらに、来訪者数の増加や地域内における経済波及に資する取組を促進し、文化についての理解を深めることを目的とする観光(文化観光)の促進につながることで、文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。(測定指標: ②) ・日本博を契機とした観光コンテンツの拡充では、文化資源を磨き上げ、その魅力や強みを見える化することによって、参加した訪日外国人旅行者の満足度の向上につながる。それにより訪日外国人旅行者にとって訪れるべき魅力あふれる目的地として認知され、参加した訪日外国人旅行者数の増加につながることで、観光需要の回復に資する。(測定指標: ③) ・日本博を契機とした観光コンテンツの拡充&lt;文化資源活用推進事業&gt;では、地域の文化芸術資源を活用した新しい時代のインバウンド需要に資する文化芸術事業の取組を実施することで、文化芸術事業への訪日外国人参加者数や、自主企画・ツアーの実施日数の増加につながり、さらに採択事業の自己収入率が増加することにより、地方への誘客促進、文化観光等による地域経済の活性化の促進に資する。(測定指標: ④⑤⑥) ・「Living History(生きた歴史体験プログラム)事業(国際観光旅客税財源)」では、国指定・選定文化財を核として、文化財建造物や史跡等の付加価値を高め、収益の増加等の好循環を創出するための取組への支援や、魅力向上につながる一体的な整備の他、公開活用のためコンテンツの作成等を実施することで、訪日外国人旅行者数の増加や訪日外国人旅行者の満足度向上につながるが、さらに訪日外国人旅行者の滞在期間の長期化やハイター増、地域活性化につながることで、文化についての理解を深めることを目的とする観光(文化観光)の推進に資する。(測定指標: ⑦) ・「文化財・文化施設等のインバウンド対応事業(国際観光旅客税財源)」では、文化財についてわかりやすく魅力的な多言語解説文の整備やデジタル技術等を用いて、映像や音声等を組み合わせたコンテンツによって表示する事業への支援を実施することで整備した媒体による文化財の理解度の向上につながるが、さらに訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上につながることで、文化についての理解を深めることを目的とする観光(文化観光)の推進に資する。(測定指標: ⑧)</p>
<p>文化芸術を通じた地方創生の推進</p>	<p>6-4</p>	<p>茶道、華道、書道、食文化その他の生活文化は、我が国の豊かで多様な文化を表すとともに、地域の慣習、習俗、生活、産業と密接に関連するものである。こうした生活文化について、地域活性化や国際交流といった観点も含め、総合的な振興を図る。</p>	<p>①(食文化の定義の明確化・価値化の整備が進み)文化財登録された食文化件数の増加 ②食文化を用いた経済活動を行う自治体・団体等の数 ③保護策・事業支援による振興策を措置した生活文化分野の数の増加</p>	<p>『食文化あふれる国・日本』プロジェクト (レビュー番号0441) 文化財保護対策の検討等 (レビュー番号428)</p>	<p>・『食文化あふれる国・日本』プロジェクトでは、地域の食文化の文化財登録等のために、「食文化ストーリー」の構築等に対する支援や調査を行うことで、文化財登録された食文化数の増加や食文化の国民認知度の向上につなげることができ、食文化の継承に資する。(測定指標: ①) ・『食文化あふれる国・日本』プロジェクトでは、「100年フード」等を通じた食文化のブランド化及び情報発信をすることで、食文化を用いた経済活動を行う自治体・団体等の増加や食文化の国民食率の向上につなげることができ、経済活動等との好循環に資する。(測定指標: ②) ・「文化財保護対策の検討等」のうち生活文化調査研究事業により、生活文化に含まれる分野を特定するとともに、各分野の現状や課題を把握。調査結果に基づき、振興を目的とした情報発信・周知と、保護策・振興策の検討を行う。さらに、具体的な保護策が必要な分野については、無形文化財への登録等の保護施策の検討を行うほか、振興策が必要な場合は、生活文化振興等推進事業による支援を講じることで、生活文化に対する国民の関心を高め、生活文化の振興の推進を図っていく。(測定指標: ③)</p>

デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	7-1	世界で急激に活用が進む新たな技術について、文化芸術分野において有効に活用するための方策や課題を整理、検討し、我が国におけるデジタル技術を活用した創作活動を振興するとともに、文化芸術のデジタル・アーカイブ化による保存・活用の促進を図る。	<p>①文化遺産オンラインへの情報掲載数及び訪問回数の増加（回）</p> <p>②メディア芸術作品・資料の収集・保存・利活用のために活動する団体の件数の増加</p> <p>③国において、文化芸術の社会的・経済的価値を高めるための最先端のデジタル技術の有効活用方策について、整理・検討がなされている。</p> <p>④最先端のデジタル技術を活用した革新的事例が創出されるとともに、複数分野への展開が進んでいる。</p>	<p>メディア芸術の創造・発信プラン（レビュー番号 0413）</p> <p>鑑賞・体験機会等充実のための事業推進（レビュー番号 0429）</p> <p>文化芸術エコシステムの形成促進（レビュー番号：0448）</p>	<p>・文化芸術の鑑賞・体験機会が充実し、国民が文化芸術に触れる機会が増えることにより、こうした文化芸術を未来に伝えるため、文化芸術のデジタルアーカイブ化による保存・活用が促進される。具体的には、文化芸術のデジタルアーカイブの推進に向けた取組としては、鑑賞・体験機会等充実のための事業推進の中で文化遺産オンラインの整備運営、国指定等文化財の詳細情報のデジタルアーカイブ化促進、さらに全国の博物館・美術館等におけるデジタルアーカイブの取組支援等を実施しているが、これらによって、誰もがいつでも文化芸術に関する情報に容易にアクセスすることが可能となる。そのことが、国民が日本全国の文化芸術に身近に触れ、我が国の文化や歴史に対する理解を深める契機となり、文化芸術の継承や発展に資する。（測定指標：①②）</p> <p>・文化芸術エコシステムの形成促進では、取り組むべき方策が明確になるとともに、具体的な革新的事例が創出され、それが横展開されることで、文化芸術分野における最先端のデジタル技術の活用が進化する。（測定指標：③④）</p>
	7-2	著作物の利用によるクリエイターの対価の創出や増加が、新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」を最大化することにより、文化の振興を図る。	<p>①鑑賞や創作などの文化芸術活動の中で著作権について意識していると回答した人の割合の増加</p> <p>②著作権教材に関するページのアクセス数の増加</p>	<p>著作権行政の充実（レビュー番号 0455）</p> <p>著作権施策の推進（レビュー番号 0456）</p> <p>著作権法制度の検討および施策の運用</p>	<p>・著作権行政の充実では、著作権紛争解決あっせん制度の設立、世界的著作権機関（WIPO）分担金の拠出により、著作権紛争の迅速な解決、海賊版対策をはじめとした国内外での著作権制度の整備を行っている。そのことが、クリエイターへの適切な対価還元等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（測定指標：①）</p> <p>・著作権施策の推進では、普及啓発、著作権侵害への対策に関する取組等により、国民の著作権に関する知識の定着、海賊版対策に関する他国との協働、著作権者の権利行使の実行につながる。そのことが、著作物の公正な利用、著作権者の権利保護の推進等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（測定指標：①②）</p> <p>・著作権法制度の検討および施策の運用では、文化審議会等における有識者による著作権法制度・施策に関する検討や、その方向性を踏まえた制度の改善・著作権法の適切な運用により、権利保護と利用円滑化のバランスをとった政策を推進している。そのことが、著作物の利用によるクリエイターの対価の創出や増加等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（測定指標：①）</p>